

大阪府環境影響評価条例(抄)

(事後調査計画書の作成等)

第二十七条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ規則及び技術指針で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所その他の方法について記載した計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、評価書において事後調査を実施しないこととした場合であって、知事が相当と認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により事後調査計画書の提出を受けたときは、速やかに、当該事後調査計画書の写しを関係市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、当該事後調査計画書の写しを一般の縦覧に供するものとする。

(事後調査の実施等)

第二十九条 事業者又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき知事が相当と認められた者(以下「事業者等」という。)は、事後調査計画書に基づき、事後調査を行わなければならない。

2 事業者等は、前項の事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を規則で定めるところにより作成し、知事に提出しなければならない。

3 第二十七条第二項の規定は、事後調査報告書について準用する。

4 知事は、第二項の規定により事後調査報告書の提出を受けた場合で、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者等に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを求めることができる。

(法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の準用)

第三十五条 第六条、第八条、第九条第四項、第十五条第一項、第十七条、第十九条第四項、第二十条、第二十四条第一項、**第二十七条から第三十条まで**、第四十四条及び第四十五条の規定は、**法第二条第四項に規定する対象事業について準用する。**この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第一項	事業者	法第二条第五項の事業者
	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業
	規則及び技術指針	規則
	事後調査	法第二条第四項に規定する対象事業の実施以後に当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査
	評価書において事後調査を実施しないこととした場合であって、知事	知事
第二十七条第二項	関係市町村長	法第十五条の関係市町村長
第二十九条第一項	事業者	法第二条第五項の事業者
	事後調査	第三十五条第一項において準用する第二十七条第一項の調査
第二十九条第二項	事後調査	調査
第二十九条第三項	第二十七条第二項	第三十五条第一項において準用する第二十七条第二項

※表は抜粋